

化製場等に関する法律第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可を要する区域は、仙台市域のうち表1に掲げる区域を除いた区域となります。

(仙台市化製場等に関する法律等の施行に関する規則第10条関係)

表1

区域	
青葉区	芋沢、大倉（字赤坂、字久保、字下道、字上下、字上下山神及び字堤沢を除く。）、上愛子（字榎、字街道、字上町、字北内、字北原、字北原道上、字車、字蛇台原、字平治、字堀切、字屋敷前及び字雷神を除く。）、熊ヶ根、郷六（字石山、字葛岡下、字久保、字館、字沼田、字宮、字屋敷及び字四ツ谷堀敷を除く。）、作並（字長原、字二橋及び字元木を除く。）、下愛子（字観音、字清水端、字立車、字月橋、字二本松、字畑合、字町、字本木裏及び字横町前を除く。）、新川、茂庭
宮城野区	岩切（字青麻沢、字昭和西、字昭和東、字昭和南、字千刈田、字大正及び字新宿前に限る。）、岡田（字岡田中、字岡田東、字岡田南、字新浜東通、字砂原、字砂山及び字東砂原に限る。）、蒲生（字井戸谷地、字鍛冶谷地、字中通、字八郎兵エ谷地第一、字八郎兵エ谷地第二、字東通、字細川、字南中河原及び字元切に限る。)
若林区	荒井（字雨坪、字丑ノ頭、字梅ノ木、字鱗谷地、字遠藤西、字桜木道下、字宅地、字土才敷、字中在家、字藤田北裏上、字藤田中島、字堀添及び字前谷地上を除く。）、荒浜、荒浜新一丁目、荒浜新二丁目、井土、三本塚、種次、藤塚、二木
太白区	秋保町境野、秋保町長袋、秋保町馬場（字大滝を除く。）、秋保町湯元（字石名坂、字釜土、字釜土西、字釜土東、字釜土南、字木戸保、字源兵衛原、字鹿乙、字寺田、字寺田原、字行澤、字除、字畑、字平倉、字枇杷原、字枇杷原西、字馬乙、字菓師及び字湯向西を除く。）、坪沼、茂庭（字宇塚、字大沢、字門野、字熊野、字御所川、字坂ノ下、字新熊野、字新組、字新御所川、字中ノ瀬中、字中ノ瀬西、字中ノ瀬東、字西、字西前、字東、字人来田中、字人来田西、字人来田東、字本郷及び字町北を除く。)
泉区	小角、上谷刈（字小堤、字古堤、字治郎兵衛下、字羽黒山、字橋元、字丸山及び字向原を除く。）、実沢（字中山北及び字中山南を除く。）、西田中、根白石、野村（字鑑坂、字桂島東、字菅間前及び字丸山を除く。）、福岡、古内、朴沢、松森（字岩久保、字後沢、字後田、字内町、字浦田、字鹿島、字上河原、字斉兵衛、字坂下、字刺松、字沢目、字下町、字新田、字陣ヶ原、字住吉、字関場、字太子堂、字台、字台谷地、字堤下、字中道、字長岫、字西沢、字鼠堂、字不動、字本田、字前ヶ沢、字前田、字前沼、字松木沢、字明神及び字八沢を除く。)